

筑紫野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年8月7日

筑紫野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

当市においては、平地と中山間の農地が混在しており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、遊休農地の発生及び担い手の不足が懸念されていることから、その対策に重点的に取り組んでいく必要がある。一方、平地では担い手への農地利用の集積・集約化や法人化が進んでいるが、さらに効率的な農業経営を目指すため、農地中間管理事業の活用もあわせて推進する。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を構築するため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、筑紫野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。平成30年度から平成35年度の6か年間の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年4月)	908 ha	10.01 ha	1.10 %
1年後(参考) (平成31年4月)	822 ha	43.01 ha	5.23 %
3年後の目標 (平成33年4月)	818 ha	25.00 ha	3.06 %
目 標 (平成36年3月)	812 ha	8.12 ha	1.00 %

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の担当区域制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月1日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年4月)	908 ha	400 ha	44.05 %
3年後の目標 (平成33年4月)	818 ha	415 ha	50.73 %
目 標 (平成36年3月)	812 ha	430 ha	52.96 %

※「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○ 認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 関係機関との連携によるマッチングについて

○ 市、農地中間管理機構、JA筑紫等と連携し、㉗農地中間管理機構に貸付けを希望する還元可能な遊休農地、㉘経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、㉙利用権の再設定が行われない農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 集落営農の組織化・法人化について

○ 受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化を推進する。

⑤ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て福岡県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑥ 目標集積率について

○ 農林水産業・地域の活力創造プランでは、2023年度までに担い手の農地利用が全農地の8割を占めることを目標としているが、本市においては、農業振興地域に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により定めた、農用地区域面積相当の農地を担い手へ集積することを目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成30年4月)	787 (56)	69 経営体	5 経営体	0 団体
3年後の目標 (平成33年4月)	733 (50)	75 経営体	6 経営体	0 団体
目 標 (平成36年3月)	733 (50)	75 経営体	7 経営体	0 団体

※「総農家数（うち、主業農家数）」は、直近の農林業センサスにおける数値。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） (新規参入者取得面積)	新規参入者数（法人） (新規参入者取得面積)
現 状 (平成30年4月)	6 人 4.5 (ha)	0 法人 0 (ha)
3年後の目標 (平成33年4月)	8 人 6.0 (ha)	1 法人 1.5 (ha)
目 標 (平成36年3月)	10 人 7.5 (ha)	2 法人 3.0 (ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 福岡県福岡普及指導センター・市・農地中間管理機構・JA筑紫と連携して、参入希望者（法人を含む。以下、同じ）の情報や参入希望者の受け入れが可能な地域及び農地を把握する。

② 参入希望者への情報提供について

- ①のほか、地域での話し合い等において、参入希望者の受け入れが可能な地域及び農地を把握し、それらの情報を参入希望者へ提供する。

③ フォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、参入希望者の地域の受入条件の整備を図るとともに後見人等の役割を担う。